

# 小郡市立学校における 生成A I 利活用ガイドライン (Ver. 1.0)



令和8年6月



小郡市教育委員会

「叶え星文様」:「(願いが)叶う」の漢字をデザイン化したものです。

「叶えたい願いにそっと寄り添う」..そんな気持ちを込めています。



## はじめに

近年、生成A Iの技術はかつてないスピードで進化を遂げ、私たちの社会や生活の一部として急速に浸透しています。情報の収集・整理やアイデアの創出など、さまざまな場面で利便性を高める有用な道具としての地位を確立しつつあります。

令和7年9月に中央教育審議会から公表された次期学習指導要領改訂に向けた論点整理では、生成A Iの急速な普及を踏まえ、情報活用能力の抜本的な向上が重要な課題として示されています。生成A Iにより手軽に情報が得られるデジタル時代だからこそ、単なる知識の集積にとどまらず、それぞれの情報の意味を深く理解し、問題の本質を問う力の育成が、これまで以上に求められています。

また、本市においては、第2次教育大綱において、「未来に向かい 未来を拓く力」の育成を基本理念に掲げており、児童生徒が主体的にICT端末を活用しながら学びを深め、デジタル・A I時代に必要となる情報活用能力の育成を推進しているところです。生成A Iは、児童生徒一人一人のニーズや特性に応じた学びを実現したり、新たな視点や深い洞察を引き出すことで学びをより一層深めたりするための強力な支援ツールとなります。併せて、教職員の校務の効率化を図る業務改善の有効なツールとしても捉えています。

一方で、「もっともらしい嘘（ハルシネーション）」や、学習データの偏りに起因した出力結果の「バイアス」による不当で有害な偏見・差別を助長するリスク、さらには著作権侵害や情報漏えいのリスクについても、十分に認識し、適切に対処することが必要です。

本ガイドラインは、生成A Iと人間との関係を対立的に捉えるのではなく、あくまで「人間中心の原則」に立ち、生成A Iを人間の能力を補助・拡張する「道具」として適切に使いこなすための指針を示すものです。教職員が新たな技術に積極的に慣れ親しみ、児童生徒の学びをより高度化していくことを通じて、本市が目指す子どもたちの「未来に向かい 未来を拓く力」を育む教育活動を、より一層推進することを目指します。

## － 目 次 －

- 1 本ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 2 生成A Iの基本的な考え方について・・・・・・・・・・ P2
  - (1) 学校現場における人間中心の利活用
  - (2) 生成A Iの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化
- 3 学校現場において押さえておくべき生成A I利活用のポイント・・ P3
  - (1) 教職員が校務で利活用する場合
  - (2) 児童生徒が学習活動で利活用する場合
- 4 小郡市立学校における利用ルール・・・・・・・・・・ P4
  - (1) 利用可能な生成A I
  - (2) 利用できる端末及びネットワーク環境
  - (3) 管理・運用体制
  - (4) 生成A Iを利用するための手続き
- 5 具体的な利活用例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
  - (1) 教職員による校務での具体的な利活用例
  - (2) 児童生徒による学習活動での利活用例

# 1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、急速に進展する生成A I技術について、文部科学省が定める「生成A Iの利活用に関するガイドライン」、「福岡県立学校における生成A I利活用ガイドライン」の方針を踏まえ、小郡市立学校で生成A Iを適切かつ効果的に利活用するための基本的な考え方や留意点を示すものです。生成A Iの利活用に当たっては、本ガイドラインを参考に、生成A Iの利便性とリスクを正しく理解し、次の実現に資する運用を目指してください。

- 学校における働き方改革の推進
- 児童生徒の「情報活用能力」の育成及び主体的・対話的で深い学びの実現
- 著作権侵害や情報漏えい等のリスクの未然防止

## 2 生成A Iの基本的な考え方について

### (1) 学校現場における人間中心の利活用

#### 人間中心の原則



- ・生成A Iは人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具と捉える
- ・出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識する
- ・リスクや懸念を踏まえつつ、**最後は人間が判断し、責任を持つ**

#### 児童生徒の学びと生成AI



- ・学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与する、または教育活動の目的を達成する観点から効果的であるか吟味し利活用する
- ・生成A Iを利活用すること自体を目的としない

#### 教師の役割と生成AI



- ・指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援を行い、学習指導要領に示す資質能力の育成に寄与するかを吟味する
- ・生成A Iの仕組みや特徴を理解し、教師は一定のA Iリテラシーを身に付ける

### (2) 生成A Iの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

#### 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力



- ・学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付けている
- ・情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることが重要
- ・教科横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習過程における指導の中で情報活用能力を育成する

#### 情報活用能力の育成強化



- ・各教科等において、生成A Iの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、生成A Iを使いこなすための力を意識的に育てていく
- ・生成A Iが社会生活に組み込まれていくことを認識させる
- ・発達段階や活用実態等を踏まえ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させる

### 3 学校現場において押さえておくべき生成AI利活用のポイント

#### (1)教職員が校務で利活用する場合

<b>利用環境・運用ルールの遵守</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用する</li><li>・学校で支給、または許可された業務用端末のみを利用</li><li>・A Iサービスの最新の利用規約を確認・遵守する</li></ul>	<b>情報セキュリティ・個人情報保護</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・プロンプトに個人情報（成績情報、氏名、写真、動画等）を入力しない</li><li>・個人情報保護法等の関連法令を遵守する</li><li>・私用アカウントは使用しない</li></ul>
<b>法令遵守・権利保護</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・著作権等の知的財産権や人格権の侵害につながるような利用は行わない</li><li>・個人情報保護法等を遵守する</li></ul>	<b>生成A Iの特性理解と適切な判断</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ハルシネーションやバイアス等の生成A Iの特徴を理解して利用する</li><li>・ファクトチェックを行い、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利用する</li><li>・生成された内容を採用するかどうかを必ず教職員自身が確認・判断する</li></ul>

#### (2)児童生徒が学習活動で利活用する場合

<b>適切な利用環境と指導体制</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・年齢制限等を含む利用規約を確認・遵守する</li><li>・教師の適切な指導監督の下で利用する</li><li>・教育活動の目的や児童生徒の発達段階に応じて活用する</li><li>・利活用の目的・内容等について、保護者に説明し、理解を得る</li></ul>	<b>情報モラルと情報セキュリティ</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しない</li><li>・著作権の侵害につながるような使い方をしない</li><li>・情報セキュリティポリシーや学校のルールを守る</li></ul>
<b>生成A Iの理解と判断力の育成</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・生成A Iのメリット・デメリットに関する事前学習を実施する</li><li>・ハルシネーションやバイアスの可能性を理解する</li><li>・情報の真偽を確かめ、自ら考え判断する態度を育成する</li></ul>	<b>主体的で適正な学習利用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・A Iの生成物をそのまま成果物として提出しない</li><li>・引用した場合は出典を明示する</li><li>・学びを深めるための補助ツールとして活用する</li><li>・生成された内容を吟味して批判的思考（クリティカルシンキング）を養う</li></ul>

## 4 小郡市立学校における利用ルール

### (1) 利用可能な生成A I

現在は、13歳以上の中学生及び教職員はMicrosoftアカウントでログインできる「Copilot」が利用可能となっています。また、「みんなで生成A Iコース」は全児童生徒が利用可能となっています。

(※その他のA Iサービスについては、今後、教育委員会で検討の上、別途周知します)

### (2) 利用できる端末及びネットワーク環境

次のルールを遵守し、生成A Iの適切な利用に努めてください。

#### ① 生成A Iツールの利用規約の遵守

年齢制限や保護者の同意に関する規定を含め、各サービスの利用規約を確認し、遵守してください。

#### ② 重要情報の入力禁止とオプトアウト設定の徹底

生成A Iツールの個別契約等で安全が確保された環境を除き、プロンプトに重要情報(成績情報や、氏名・写真・動画等の個人情報など)を入力しないでください。

入力したデータがA Iモデルの学習に利用されない設定(オプトアウト設定等)にできることを確認・適用し、個人情報等の流出防止を徹底してください。

#### ③ 私用アカウントの利用禁止

校務や授業において、教職員個人がプライベートで利用する私用アカウントは使用しないでください。

市配布によるMicrosoftアカウントでログインできる「Copilot」については、①生成A Iツールの利用規約、②オプトアウト設定に関しては、市教育委員会ですでに確認しています。

### (3) 管理・運用体制

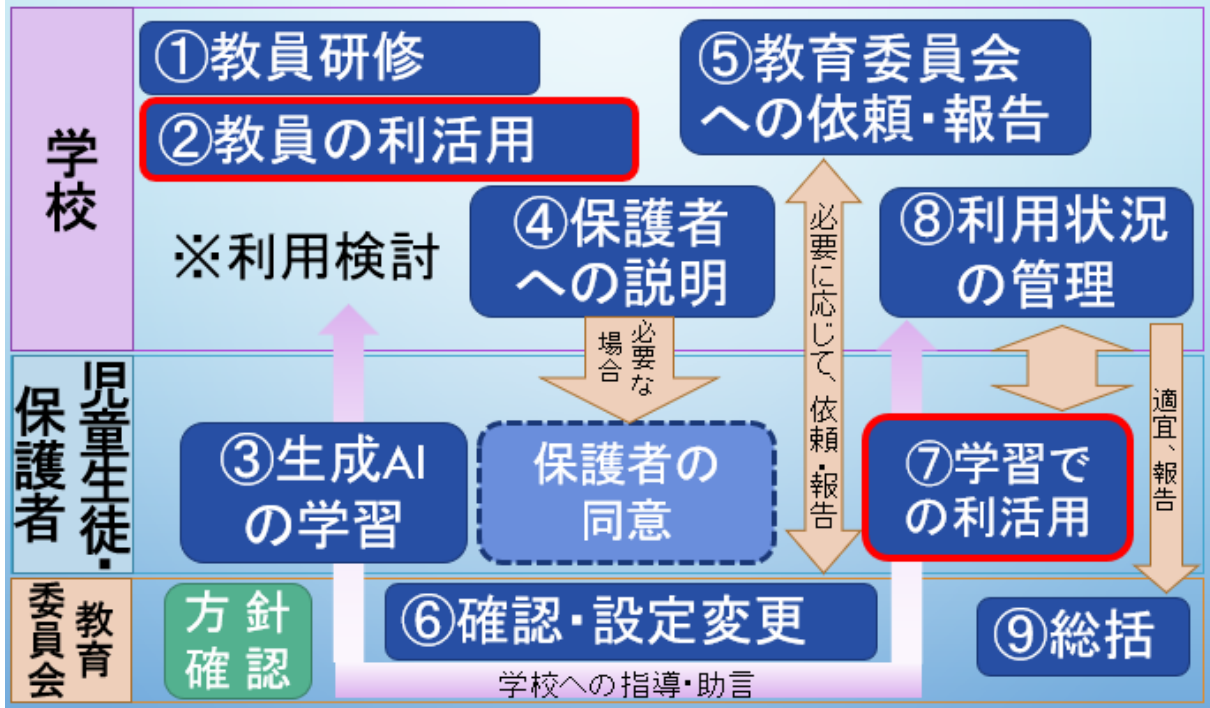
① 校長は、校内のA Iリテラシー向上に向けた研修を計画し、適切な運用状況を適時確認してください。なお、研修の際にはチェックリスト(別紙1)を活用すること。

② 教職員は、利用前に校内研修受講又は「生成A Iに関する教員向け研修動画シリーズ」(文部科学省 令和5年9月)を視聴の上、チェックリスト(別紙1)を用いて自己点検を行い、管理職の承認を得て利用を開始するようにしてください。

③ 授業等の学習活動で児童生徒に生成A Iを利活用させる際は、児童生徒への事前学習、保護者への利用説明、チェックリスト(別紙2)を用いた確認を行った上で、利用を開始してください。(毎年度同様)

#### (4) 生成A I を利用するための手続き

児童生徒に生成A I を利活用させる場合は、原則として以下の手続きを経て実施してください。



- ① 教員研修（生成A I を教職員が学ぶ時間の設定）  
児童生徒に生成A I の仕組み、利便性・リスク、留意点（情報モラルを含む）について指導するために、まず、教職員が生成A I について学ぶ必要があります。
- ② 教員の利活用  
校務等で教員が生成A I を利活用して、その利便性やリスク、生成A I の限界等を確認します。教育での活用については、職員間で十分に検討し、共通理解を図ることが必要です。
- ③ 生成A I の学習  
児童生徒に生成A I の仕組み、利便性・リスク、留意点（情報モラルを含む）について学習する場を設定します。
- ④ 保護者への説明・同意  
学校現場で何をどのように利用するのか、利便性やリスク、留意点等について説明し、必要があれば、保護者の同意を得ます。
- ⑤ 教育委員会への依頼・報告  
設定等の変更が必要な場合は依頼をしてください。また、必要に応じて、利用するコンテンツや利用状況の報告を求める場合があります。

## 5 具体的な利活用例

### (1) 教職員による校務での具体的な利活用例

- 授業準備・教材研究
  - ①単元計画のたたき台作成
  - ②個別最適な学びのための児童生徒の特性に応じた問いの生成
  - ③教材や小テストのたたき台作成
- 校務・事務処理
  - ④学級だより、通知文、案内文の案作成
  - ⑤議事録の要約
  - ⑥アンケート結果の集約・分析
- 学校運営
  - ⑦学校評価結果に対する分析補助
  - ⑧教育課題に関する先行事例の整理

### (2) 児童生徒による学習活動での利活用例

- ①英会話の練習相手や、英作文の自然な表現への修正
- ②グループ活動のアイデア出しや、足りない視点の発見、多角的な視点の検討
- ③プログラミングのコード生成やエラー修正の支援
- ④集めた情報の比較、共通点や相違点の分析・整理
- ⑤インタビューやアンケートにおける深い考えを引き出す質問づくり
- ⑥班別自主研修の見学地のリストアップ及び効率的な経路と時間配分の検討
- ⑦毎時間の振り返りの分析

※生成A Iの回答をそのまま使用するのではなく、内容の正確性を確認し、自ら考え判断する指導が重要です。

本ガイドラインは、国や社会の動向等を踏まえて、必要に応じて改訂します

## 校務で生成 AI を利活用する際のチェックリスト

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

職名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

私は、下記のチェック項目に基づき、生成 AI を利活用します。

【確認した項目の□に✓を入れて、管理職に提出してください。】

「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」(令和 6 年 1 月 26 日 文部科学省初等中等教育局) を熟読しました。

「生成 AI に関する教員向け研修動画シリーズ (文部科学省、令和 5 年 9 月)」を視聴しました。

【動画の掲載場所】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_02507.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02507.html)

※ 学校ポータルサイトの「全校リンク集」の「5 ICT 活用推進関係 (文部科学省、経済産業省等)」の中からもアクセスできます。

教育委員会が配備した端末又は校長が許可した端末で利用します。

ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断します。

プロンプトに成績情報等の情報を入力しません。

プロンプトに個人情報を入力しません。

著作権の侵害につながるような使い方をしません。

生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守します。

## 令和\_\_年度 児童生徒の学習活動で 生成 AI を利活用する際のチェックリスト

生成 AI を利活用する際は、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」(令和6年12月26日 文部科学省初等中等教育局) を熟読の上、下記の表によりチェックを行ってください。

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめること、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為となることを十分に指導しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 学習物に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか  
(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- 生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか